

平成二十四年政令第十六号

復興特別所得税に関する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第七條第二項の規定を適用する場合について準用する。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十五條第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五條の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六條第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第十三条及び第一百二十二條第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二條の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（予定納税）

第四条 所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三條において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六條第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2 法第十六條第三項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）に一百円未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一百円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一百円とする。

一 その復興特別所得税納付額に係る法第十六條第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額
二 その復興特別所得税納付額に係る法第十六條第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一百円とされた額を一百円から控除した額の合計額（当該一百円とされた額がない場合には、零）
前項の規定の適用がある場合における法第十六條第三項の規定により納付があつたものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

3 所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条 所得税法施行令第二百六十三條（同令第二百九十三條において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三條第一項に規定する申告書と併せて提出する復興特別所得税申告書について準用する。

2 法第七條第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第六十一條第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八條第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第七項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第六条 所得税法施行令第二百六十六條第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三條において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八條第六項において準用する所得税法第三百三十五條第一項第二号（同法第六十六條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、法第十八條第三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一百円未満の端数がある場合又はその全額が一百円未満である場合について準用する。

3 所得税法施行令第二百六十六條の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、法第十八條第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六條の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二十條第一項第三号（確定所得申告）とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七條第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と読み替えるものとする。

4 法第十八條第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六條の二第四項及び前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によつて行い、当該合計額に一百円未満の端数があるとき、又はその全額が一百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 所得税法施行令第二百六十六條の三（第三項及び第六項から第十項までを除く。）の規定は、法第十八條第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合にお

[illegible]

第二百七十七條第二項	第二百六十八條	復興特別所得税に関する政令第七條第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八條
第二百七十七條第三項	法第百五十九條第一項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十三條第一項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十八條第一項	法第百六十條第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第二十三條第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十八條第一項第一号	法第百二十條第二項各号（確定所得申告）	特別措置法第十七條第四項各号（課税標準及び税額の申告）
第二百七十八條第一項第二号	法第百三十九條第二項（予納税額の還付）又は第一百六十條第二項	特別措置法第十九條第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）又は第二十三條第四項
第二百七十八條第一項第三号	法第百三十九條第一項又は法第百二十條第一項第三号	特別措置法第十九條第三項又は第二十三條第三項
第二百七十八條第三項	同項第四号	同項第三号
第二百七十八條第三項	第二百六十八條	復興特別所得税に関する政令第七條第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八條
第二百七十八條第三項	法第百六十條第一項又は第二項	特別措置法第二十三條第三項又は第四項
第二百七十八條第三項	法第百六十九條	同令第七條第一項において準用する第二百六十九條
第二百七十八條第三項	法第百六十條第一項	特別措置法第二十三條第三項

第九条 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十四条第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された復興特別所得税の額又は法第二十五条第二項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその金額が一円未満である場合について準用する。

(源泉徴収義務等)

第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四条の六の二第十三項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額(法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。)とする。

2
法第二十八條第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九條の三の二第二項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四條の六の二第十三項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八条第一項第五号又は第六号の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五条の十一第十九項各号及び第十四項並し並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係るものとする。復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

より徴収及び納付をすべき所得税
租税特別措置法施行令第三条の二の二第四項の規定
租税特別措置法第六條第二項の規定に

一の二 租税特別措置法施行令第五条の二の三第一項の規定 租税特別措置法第九条の九第二項
に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかつたものとみな

に規定する業線不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の通月がなかったものとなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第二項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二 租税特別措置法施行令第二十五条の十一第七項から第十二項まで及び第十四項の規定
租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項又は第三項の規定により徴収及び納付又は還付を
すべき所得税

三 租税特別措置法施行令第二十五条の十の十三第三項から第十五項まで及び第十七項の規定
 定 租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき
 同法第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第二項又は第

三十七條の十一の六第七項の規定により徴収及び納付又は還付をすべき所得税
三の二 租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項の規定
別置置法第三十七條の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四 租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項及び第二項、第二十六条の十二第二項、第二十六条の十三第四項及び第五項並びに第二十六条の十四の規定 租税特別措置法第四十一条の十

五 租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項から第十一項までの規定 租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収及び納付をすべき所得税

六 租税特別措置法施行令第二十六条の三十二第一項の規定
租税特別措置法第四十一条の二十

二 第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

4 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十八条第九項（法第二十九条第二項及び第三十条第

三項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（年末調整）

第十一条 所得税法施行令第四編第二章第二節（第三百十一条を除く。）の規定は、法第三十条第

第三百一十二条	特例	特例）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）又は第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）
第三百一十三条第一項第一号	の規定により所得税の額金額	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）若しくは第三十条第一項若しくは第二項（年末調整）の規定により
第三百一十五条	の規定の額	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定及び復興特別所得税の額
第三百一十六条第一項第三号	の規定の額	並びに特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）及び第三十条第一項（年末調整）の規定及び復興特別所得税の額の合計額
第三百一十六条第一項第五号	法第九十条	特別措置法第三十条第一項
（納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例）		
第十二条	復興特別所得税及び所得税に係る納税の猶予及び担保については、国税通則法及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の規定による納税の猶予の申請、担保の提供その他の手続は、併せて行わなければならないものとする。この場合において、同令第十五条第一項中「納付手続」とあるのは、「納付手続」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第八項（源泉徴収義務等）において準用する場合を含む。）とする。	
第十三条	復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例	
掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
第四欄		
第九十七条第一号	の規定	（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十八条第六項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第二号	の規定	（特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第三号	の規定	（特別措置法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）の規定
第九十七条第四号	の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
第二百二十条各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額

第二百二十三 条	法第九十五条 第二項	に規定する 二項	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三十三条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する
第二百二十四 条第五項第一 号	国税の控除限 度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）	
第二百五十八 条第四項	受けた （法） 及び法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される （特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法）	
第二百八十一 条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税	
第二百九十二 条第一項第二 号	第六号まで	第六号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二百九十二 条の六の二第 一項各号	係る所得税の 額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第二百九十二 条の十	法第六十五 条の六第二項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十五条の六第二項	
第二百九十二 条の十一第五 項第一号	国税の控除限 度額	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三十三条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第六十五条の六第二項に規定する	
第二百九十二 条の十一第五 項第二号	国税の控除限 度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）	
第二百九十二 条の十一第五 項第三号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第二百九十二 条の十一第五 項第四号	当該所得税 の規定により 所得税	これらの税 及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により 所得税及び復興特別所得税	
第二百九十二 条の十一第五 項第五号	当該所得税の 額	当該所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第二百九十二 条の十一第五 項第六号	所得税の額か ら	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から	

[illegible]

[illegible]

昭和三十三年七月二十七日政令第二百二十七号（昭和三十二年法律施行令）に關する等税課税の等税得るよに義主互相する對に

[illegible]

昭和十四年政令第七十九号		平成九年政令第三百六十三号	
第四百四十九条 第三項の表第二項の二 第二項	法第六十九条 の二第一項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項		

平成二十六年政令第三百九十九号		地方税法施行令	
第四百四十九条 第三項の表第二項の二 第二項	法第六十九条 の二第一項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項		

第十四条第三項	納税猶予分の所得税額並びに同法	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
第三十五条第三項	納税猶予分の所得税額	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
第三十五条第一号	納税猶予分の所得税額	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
第三十五条第二号	納税猶予分の所得税額	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
第三十五条第三号	納税猶予分の所得税額	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法
第三十五条第四号	納税猶予分の所得税額	納税猶予分の所得税額（当該納税猶予分の所得税額に相当する所得に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第十八条第七項（申告による納付等）（同条第八項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用に係る復興特別所得税の額を含む。以下この項及び第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）並びに所得税法

第三十五条第 四項第五号	の規定	
相 続 第 三 条 第 一 項 第 一 号	所得税額	
税 法 第 三 条 第 二 項	相 続 等 納 税 額 予 分 の 所 得 税 額 を	相 続 等 納 税 額 予 分 の 所 得 税 額 （当 該 相 続 等 納 税 額 予 分 の 所 得 税 額 に 相 当 す る 所 得 税 に 係 る 東 日 本 大 震 災 か ら の 復 興 の た め の 施 策 を 実 施 す る た め に 必 要 な 財 源 の 確 保 に 関 す る 特 別 措 置 法 （平 成 二 十 三 年 法 律 第 百 十 七 号）第 十 八 条 第 十 項（申 告 に よ る 納 付 等）（同 条 第 十 一 項）の 規 定 に よ り 適 用 す る 場 合 を 含 む。）の 規 定 の 適 用 に 係 る 復 興 特 別 所 得 税 の 額 を 含 む。第 八 条 第 三 項 に お い て 同 じ。）を
地 方 第 七 条 の 十 九 控 除 限 度 額 （ 第 二 項	控 除 限 度 額 に 東 日 本 大 震 災 か ら の 復 興 の た め の 施 策 を 実 施 す る た め に 必 要 な 財 源 の 確 保 に 関 す る 特 別 措 置 法 （平 成 二 十 三 年 法 律 第 百 十 七 号。以 下「特 別 措 置 法」と い う。）第 十 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 政 令 で 定 め る と こ ろ に よ り 計 算 し た 金 額 を 加 算 し た 金 額（	
五 十 四 百 二 第 令 政 年 五 十 二 和 昭（ 令 行 施 法 税	号 一 十 七 第 令 政 年 五 十 二 和 昭（ 令 行 施 法	

[illegible]

外国居住者等の所第十七租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令
義に対する相互主条第七法施行令	の非課税等に関する法律施行令
租税条約等の実施第三三条所得税がに伴う所得税法、第九項	法人税法施行令
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令	租税特別措置法施行令
3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。	令
一 所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。	法人税法施行令
二 国税通則法第六十六条第六項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令
4 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び集団投資信託（所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第四項（同令第三百六十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る控除	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えて適用される
外国所得税の額（同法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定により当該集団投資信託の同令第三百条第二項又は第三百六十六条の二第一項に規定する収益の分配（同法第七十条の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六十六条の二第二項に規定する収益の分配（所得税法第八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額のうちを支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項又は第三百六十六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額を超える金額」とする。	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えて適用される
5 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えて適用される
附則抄	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えて適用される
（施行期日）	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えて適用される

1 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。
附則（平成二十四年三月三十一日政令第一〇六号）抄

抄

1 この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三十一日政令第一六九号)

抄

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条の二の改正規定、第二十二條第七項の改正規定、第二十五条の四の改正規定、第二十五条の十七の改正規定、第二十六条第五項の改正規定（「第二十一項」を「第二十三項」に）改める部分に限る。）、同条第六項第二号の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第二十八項の改正規定、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とする改正規定、同条第二十六項を同条第二十八項とする改正規定、同条第二十五項第三号ロの改正規定、同項を同条第二十七項とする改正規定、同条第二十四項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十三項を同条第二十五項とする改正規定、同条第二十二項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十一項を同条第二十三項とする改正規定、同条第二十項の次に二項を加える改正規定、第二十六条の四第六項の改正規定（「第二十六條第二十三項各号」を「第二十六條第二十五項各号」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第二十六條第二十三項各号」を「第二十六條第二十五項各号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項第六号」を「同条第二十五項第六号」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第一号の改正規定、第二十二條第七條第一項の改正規定、第三十八條の四の改正規定、第四十条の四の改正規定、第四十条の五に一項を加える改正規定、第四十条の十五第一項の改正規定、第四十二條の二の改正規定、同条を第四十二條の二とし、第四十二條の次に一條を加える改正規定及び第五十五条第二項の改正規定並びに附則第六條、第十三條、第十四條、第十五條（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六號）第十三條第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第二十三項」を「第二十五条の十七第二十六項」に改める部分に限る。）、第十五條（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三號）附則第二條第二項の改正規定（「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十四號）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十四號）」に改める部分を除く。）に限る。）及び第二十一條の規定、平成二十五年六月一日

附 則 (平成二六年三月三十一日政令第一五〇号)

(施行期日)

七年四月一日から施行する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第一百五十五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第二項に規定する政令で定める配当等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百一十一条第一号に掲げる外国税法に規定する配当等、その者の法人税法第四百一十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて同法第二条第一号に規定する国内において行う事業に帰せられるもの以外のものとする。

附則（平成二七年三月三十一日政令第一五二号）

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十條第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同項第三号の次に一号を加える改正規定
平成二十八年一月一日
二 第三條に一項を加える改正規定、第五條第二項の改正規定及び第十三條第一項の表所得税法施行令
の項の改正規定

第九十七條第一項第二号の規定
特別措置法第十八條第六項において準用する場合を含む。）の規定

第九十七條第一項の規定	（特別措置法第十八條第六項において準用する場合を含む。）の規定
第二号	
第九十七條第一項の規定	（特別措置法第十八條第七項（同條第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
第三号	
第九十七條第一項の規定	（特別措置法第十八條第九項及び第十項（これらの規定を同條第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
第四号	

「に改める部分を除く。」平成二十八年四月一日
三 第十三條第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定
平成三十年一月一日

附 則（平成二十八年三月三十一日政令第一六五号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三條第三項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年五月二十五日政令第二二六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四條第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日政令第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日政令第一四四号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四号まで 略

五 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める部分に限る。）、同令第二章第八節の五の節名の改正規定、同令第二十五條の十九の改正規定、同條の次に二条を加える改正規定、同令第二十五條の二十（見出しを含む。）の改正規定（同條第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第二十五條の二十一及び第二十五條の二十二の改正規定、同令第二十五條の二十二の二（見出しを含む。）の改正規定、同條を同令第二十五條の二十二の三とし、同條の次に二条を加える改正規定、同令第二十五條の二十二の次に一条を加える改正規定、同令第二十五條の二十三の改正規定、同令第二十五條の二十四の改正規定、同章第八節の六の節名の改正規定、同令第二十五條の二十五の改正規定、同令第二十五條の二十六（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十五條の二十七から第二十五條の二十九までの改正規定、同令第二十五條の三十の改正規定、同令第二十五條の三十一の改正規定、同令第二十七條の四第四項の改正

規定（「第四十二條の四第六項第二号ロ」を「第四十二條の四第八項第二号ロ」に改める部分を除く。）、同令第三十三條の七第四項第四号の改正規定、同令第三十六條第七項の改正規定（「第四十條」を「第二十七條、第四十條」に改める部分を除く。）、同令第三十七條第四項の改正規定（「第四十條」を「第二十七條、第四十條」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の十二第五項の改正規定、同令第三十九條の十三の二の改正規定（同令第三十三條の二の下に、「第二十七條」を加える部分を除く。）、同令第三十九條の十三の三第三項第二号の改正規定、同令第三章第八節の四の節名の改正規定、同令第三十九條の十四の改正規定、同條の次に二条を加える改正規定、同令第三十九條の十五（見出しを含む。）の改正規定（同令第一項第一号中「第五項まで」の下に、「第二十七條」を加え、「第六十一條の二十六項」を「第六十一條の二十七項」に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同令第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の十六及び第三十九條の十七の改正規定、同令第三十九條の十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同條を同令第三十九條の十七の三とし、同條の次に二条を加える改正規定、同令第三十九條の十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の十九の改正規定、同令第三十九條の二十の改正規定、同章第八節の五の節名の改正規定、同令第三十九條の二十の二の改正規定、同令第三十九條の二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の二十の四から第三十九條の二十の六までの改正規定、同令第三十九條の二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の二十の八の改正規定、同令第三十九條の二十の九の改正規定、同令第三十九條の三十四の三第六項の改正規定、同令第八項の改正規定、同令第十三項の改正規定、同令第三十九條の三十九第三項第二号の改正規定、同令第三十九條の四十とし、同令第一号を同令第二号とし、同令の前に一号を加える改正規定、同令第三十九條の九十第七項の改正規定（「第八十一條の七第一項」を「第八十一條の五の二第二項、第八十一條の七第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の九十の二第四項の改正規定（「第八十一條の七第一項」を「第八十一條の五の二第二項、第八十一條の七第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の百一十五の二第一項、同令第三十九條の百一十三の二の改正規定（同令第三十九條の百一十三の三第三項第二号の改正規定、同章第二十七節の節名の改正規定、同令第三十九條の百一十四の改正規定、同條の次に一条を加える改正規定、同令第三十九條の百一十五（見出しを含む。）の改正規定（同令第一項第一号中「第五項まで」の下に、「第二十七條」を加え、「第六十一條の二十六項」を「第六十一條の二十七項」に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同令第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の百一十六及び第三十九條の百一十七の改正規定、同令第三十九條の百一十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同條の次に二条を加える改正規定、同令第三十九條の百一十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の百一十九の改正規定（同令第三十九條の百二十の二の改正規定、同令第三十九條の百二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の百二十の四から第三十九條の百二十の六までの改正規定、同令第三十九條の百二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九條の百二十の八の改正規定（同令第十項中「損金算入」を「限る」に改める部分を除く。）、同令第三十九條の百二十の九の改正規定並びに同令第四十六條の二十八を同令第四十六條の二十九とし、同令第四十六條の二十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十五條の規定 平成三十年四月一日

附 則（平成三〇年三月三十一日政令第一四九号）

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十條第一項第三号の二の改正規定及び第十三條第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五條の十三の八第二十一項」を「第二十五條の十三の八第二十四項」に、「第十五

項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。〕平成三十年四月一日

二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定 平成三十一年一月一日

附 則（平成三〇年四月一八日政令第一六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定（第三百十九条の十三）を「第三百十九条の十一」に改める部分に限る。）、第二百十八条第一項の改正規定、第二百二十条の二の改正規定、第二百六十二条第三項ただし書の改正規定、第二百九十二条の六の二第二項の改正規定、第三百条の改正規定、第三百六条の二の改正規定、第三百十九条の五の改正規定、第三百十九条の六（見出しを含む。）の改正規定、第三百十九条の七第二項の改正規定、第三百十九条の八の改正規定、第三百十九条の九を削る改正規定、第三百十九条の十の改正規定、同条を第三百十九条の九とする改正規定、第三百十九条の十一の改正規定（「応じ、」を「応じ」に改める部分を除く。）、同条を第三百十九条の十とする改正規定、第三百十九条の十二の改正規定、同条を第三百十九条の十一とする改正規定、第三百十九条の十三（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第三百十九条の十二とする改正規定並びに附則第八条及び第九条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（「第五号」を「第六号」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附 則（平成三一年三月二九日政令第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第四百八条第一項の改正規定、同令第五百五十五条の三十六第一項の改正規定、同令第五百五十五条の四十三第二項第八号の改正規定及び同令第二百一条の二第二項の改正規定並びに附則第十五条の規定 令和二年一月一日

附 則（平成三一年三月二九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令第四条の十の改正規定、同令第四条の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五条の十の十第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六條の二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第三十九條の十八第十五項」を「第三十九條の十八第十九項」に、「第三十九條の二十の七第六項」を「第三十九條の二十の七第九項」に、「第三十九條の百十八第十五項」を「第三十九條の百十八第十九項」に、「第三十九條の百二十の七第六項」を「第三十九條の百二十の七第九項」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附 則（平成三一年三月二九日政令第一〇四号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月二二日政令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一二六号）

（施行期日）

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一五八号）

（施行期日）

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一五二号）

（施行期日）

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の改正規定 令和五年四月一日

二 第十三条第三項第二号の改正規定 令和六年一月一日